

令和 8 年度埼玉県政に係る新聞紙上広告掲載
企画提案募集要項

1 業務名

令和 8 年度埼玉県政に係る新聞紙上広告掲載

2 趣旨

埼玉県では、県政や本県の魅力等の情報発信をより効果的にするため、新聞紙上広告掲載を実施している。

令和 8 年度の本事業の実施について、デザイン・レイアウト等の専門的な技術を有する事業者へ業務を発注することとし、事業者を選定するに当たって企画提案を募集するものである。

3 委託上限額

上限 3, 357, 200 円（消費税及び地方消費税込み）

※ 本事業の契約に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

4 業務の内容

令和 8 年度埼玉県政に係る新聞紙上広告掲載仕様書のとおり

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要項のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 募集要項のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有し、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 6 年埼玉県告示第 833 号）に基づき、業種区分「印刷（製本含む）」の「一般印刷」又は「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の「制作等関連業務」のいずれかに登録されていること。
- (5) 過去 3 年間に国または地方公共団体の新聞広告掲載（紙面体裁はブラケット判中央見開き 2 ページフルカラー。デザイン制作等を含む）を受注し、誠実に履行した実績を有していること。

6 企画提案募集から受託者決定までのスケジュール

募集から受託者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年8月10日（月）	募集要項の公開（HPの公開）
10日（月）～ 18日（火）	質問受付期間
19日（水）	質問回答
19日（水）～ 21日（金）	参加申請書兼企画提案書受付期間
8月下旬	書面審査
9月上旬	契約候補者決定
9月上旬	契約を締結（予定）

7 質問事項の受付

募集要項の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

（1）受付期間

令和8年8月18日（火）午後1時00分まで

（2）受付方法

別紙様式1（企画提案募集要項の内容に関する質問書）に記入の上、電子メールで提出すること。

提出先アドレス a2830-04@pref.saitama.lg.jp

（3）回答方法

応募資格者全員に共通する質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せた上で、令和8年8月19日（水）までに埼玉県ホームページ上に掲載する。

8 参加申請書兼企画提案書の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

（1）別紙様式2（参加申請書兼企画提案書）

別紙様式2のほか、過去3年間に国または地方公共団体から受注しデザインも含めて制作した新聞広告の現物を提出すること。なお、紙面体裁はブラケット判中央見開き2ページフルカラーとする。

（2）制作体制・スタッフ一覧・実績

別紙1「制作体制・スタッフ一覧・実績」を参考に作成すること。

（3）パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの（既存のものでも可）

（4）別紙様式3（類似業務実績調書）と契約を誠実に履行した実績の確認ができる書類（契約書や業務完了報告書等）

（5）見積書（様式自由）

ア 宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

イ 年間総額を消費税及び地方消費税込みで記載し、内訳として広告掲載1回あたりの以下（ア）（イ）を消費税及び地方消費税込みで記すこと。

（ア）掲載する新聞名及び掲載料

（イ）上記（ア）以外のデザイン・レイアウト制作、取材などに係る金額

9 企画提案書等の提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

正本1部、副本8部

(2) 提出方法

持参又は郵送

〈提出先〉

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-2857

(3) 提出期限

令和8年8月21日(金)午後5時00分まで

ア 持参の場合 月～金曜日(祝日を除く)午前9時00分～午後5時00分

イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時必着とする

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 本業務に係る説明会は開催しない。

10 審査・選定

応募資格ほか提出書類を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

(1) 審査・選定方法

県が設置する企画提案審査委員会において、企画提案書による審査を行い、最も優れた提案者を契約先候補者として決定する。

(2) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

11 契約先候補者の決定方法

県は業務に関する企画提案審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する

12 契約の相手方の決定方法

(1) 業務内容に関する細目事項について、契約先候補者と県の間で協議の上、契約書を締結する。

- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故等により契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、企画提案審査委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

1 3 企画提案競技に係る審査結果の公表

- (1) 当該企画提案競技に係る審査結果について、次の事項を公表する。
 - ア 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
 - イ 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称とする）
 - ウ 審査基準に係る審査項目
 - エ 全事業者の得点
 - オ その他必要と認める事項
- (2) 公表は、県ホームページ及び埼玉県オープンデータポータルサイトに掲載することにより行うものとする。

1 4 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効
 - 次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。
 - ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
 - イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
 - ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
 - エ 指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの
 - オ 「8 参加申請書兼企画提案書の提出」に示す提出書類がないもの
 - カ 参加申請書に企画提案者の記名のないもの
 - キ 予算額上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- (2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し
 - やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。
- (3) 提案された企画提案書等は事業者を選定するためのものであり、業務の遂行に当たっては、県と綿密な調整を図りながら、改めて精密な企画を立案して進めること。

1 5 担当者連絡先

埼玉県県民生活部 広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当 五十里、敷根、高橋
電話 048-830-2857 FAX 048-824-7345
メールアドレス a2830-04@pref.saitama.lg.jp